

特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県いなべ市員弁町笠田新田 111 番地 員弁庁舎内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国の平和堅持を願う一般国民による 一般国民への恒久平和啓蒙活動を主旨とし、戦争を知らない世代に対して、過去の戦争の悲惨さや、国の為に出征し人生の途中で戦死された多数の人達の無念な気持ちを平和の鐘を鳴らす行為を通じて思い図る機会とすると共に、戦後も残された家族達、即ち遺族が家族の柱を失って、小さな力しかなくても、生き続けなければならなかった時の辛苦など、不幸な歴史を連携共有して学ぶ機会を積極的に設けて、二度と再び、戦没者やその家族を作らせない社会に成すべく、国が戦争に巻き込まれない知恵を携えた若い世代の人材育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各地域に点在する老朽化した石碑の合祀・集約及び解体に関する事業
- (2) 平和記念公園の清掃その他維持管理を遺族会等と協力して行う事業
- (3) 平和の鐘を鳴らす会等、平和を祈念するイベントの企画及び実施
- (4) 戦没者の追悼式典・追悼行事の企画及び実施
- (5) 平和・歴史・地域文化等に関する研修会、講習会、勉強会の開催
- (6) 会員相互の交流促進を目的とした交流会等の開催
- (7) 広報紙・通信紙その他の刊行物の発行及び情報発信事業
- (8) 平和啓発及び地域社会への普及啓蒙活動

- (9) チャリティイベントの企画及び実施
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 準会員 この法人の目的に賛同して参加した児童・生徒や、学校団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、法人が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上、連絡がとれないとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会期日、理由を記した退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 不当な騒動を起こし、この法人の混乱を著しく招いたとき。
- (4) 会員のプライバシーを不当に扱って、不利益を及ぼしたとき。

第4章 役員、職員及び顧問

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上13人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長が必要と認めたときは、理事の中から書記担当、会計担当、広報担当などを指名して任命することができる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 連続して 2 年以上正当な理由なく故意に職務を果たさないとき。
- (4) 連続して 2 年以上この法人と連絡が取れないとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員及び顧問)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員及び顧問を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 顧問は、有識者の中から理事長が任命する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長が緊急性を要すると判断した場合は、前各項の規定にかかわらず、当該会議を緊急に招集することができるものとする。この場合においては、審議事項その他必要な事項を事前に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急招集の場合は、事前に伝達した要件を議決事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、暫定予算の追加又は更生をすることができる。この専決処置は、総会時に理由を述べて追認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 理 事 長 若松芳弘
 - 副理事長 水貝一道
 - 理事(書記担当) 水元正
 - 理事(会計担当) 多湖公
 - 監 事 渡邊俊彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら令和9年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(設立当初の入会金)

- (1) 正会員入会金 個人：1,000円 団体：10,000円
- (2) 賛助会員入会金 個人：10,000円 団体：10,000円
- (3) 準会員入会金 無料

(設立当初の年会費)

- (1) 正会員年会費 個人：1,000円 団体：10,000円/1口以上
- (2) 賛助会員年会費 個人：10,000円/1口以上 団体：10,000円/1口以上
- (3) 準会員 無料

役員名簿

特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ワカマツ ヨシヒロ 若松 芳弘	個人情報のため隠しています。 提出する書類には、住所の 記載が必要です。	有
副理事長	スガイ カズミチ 水貝 一道		無
理事(書記)	ミズモト タダシ 水元 正		無
理事(会計)	タゴ コウ 多湖 公		無
監事	ワタナベ トシヒコ 渡邊 俊彦		無

設立趣旨書

1、趣旨

- ① 目的…平和啓蒙活動を戦没者遺族会から次の世代へと承継するため。
いなべ市遺族会の名称を「平和の鐘を鳴らす会いなべ」と改称するに合わせて法人化する。
- ② 情勢…現代は、戦争を知らない世代が人口の大半を占めてきた事、平和に甘んじていて娯楽のゲームは、戦闘ものが多く、仮想交戦であって、負けても痛みはなく、例え死んでも生き返り復活できるストーリーに慣れ、現実の社会でも行う事件があり、続発することを懸念する。
そこで実際の戦争とは、生死をかける恐怖感と痛みを伴って戦死された多数の人々や、遺族が家庭の柱となる人を失って辛苦した現実の生き様を、史実や体験談から、新世代が学んで、平和の大切さを次の世代へと活かされることを念願する。
- ③ 問題点…遺族会は、戦争未亡人支援や平和啓蒙活動を長年続けてきたが、会員の高齢化により次世代への承継が急務となっている。また、設置から一世紀近く経過した記念碑・慰霊碑は経年劣化が進み、倒壊の危険性が高まっており、特に子どもが遊ぶ場所に多く設置されていることから、安全対策の早急な実施が求められている。
- ④ 一般寄与 戦争経験談を次世代へ繋ぐ平和教育は、未来を担う子供らの社会教育に、寄与できる。
平和維持啓蒙活動は、戦争で起こる人的被害や資源損失を防ぐ事に短絡できる。戦後80年を迎えるにあたり、戦争の悲惨さと平和感謝心の忘却防止に寄与する。
- ⑤ 法人化必要の理由
 - (1) 次世代へ承継してゆくために、目的、事業運営、会計等を明瞭化して文書化することで、先々役員交代しながら継承してゆく時に、次の役員が定款に沿って運営し易くできること。
 - (2) この先、平和祈念公園の各整備費用に要するための資金調達先へ、此の会が公的機関に認証を受けた特定非営利活動法人と成すことで安心感を与えられると共に税務申告することで賛助し易くなる効果も見込めること。

2、申請に至るまでの経緯

- ① 活動実績…明治時代に建立された記念碑を、第二次大戦後に名称を変えた員弁地区遺族

会が清掃活動や追悼など維持管理を継続してきた。

- ② 問題点…会員の高齢化で会員減少と同じくして、当記念碑を始め各地域にある慰霊石碑の老朽化が加速度的に進んで、近未来には維持管理が困難な状態に陥っている。
- ③ 対策検討…令和3年期首から会員の本会維持に対する意識、希望等をアンケート調査した。
- ④ 結果…アンケート結果の意識調整で圧倒的多数の希望の対策立案検討を行った。
- ⑤ 経過…令和4年に理事会、評議委員会へ報告し、質疑後に合祀化して維持管理を次世代へ承継する案を承認された。
同時期に「平和の鐘を鳴らす会いなべ」名称の承認、発会準備を本部役員会へ委任される。
(会は、別組織にして遺族会全体が後援する案と、遺族会の名称を平和の鐘を鳴らす会に改称するかの検討。)
試行…先ず先に40歳代の世代に声がけして、10数名の参加意向を得た。
- ⑥ 実行施工…平和の鐘をいなべ市の補助金を得て麻生田に建立する工事を開始。
(R6年2月完成)
- ⑦ 法人化計画…令和5年12月に「平和の鐘を鳴らす会いなべ」の発起人会を開催して総意を得て、2月理事会上程へ向けて準備開始。
- ⑧ 議決会議…令和6年2月7日に理事会を開催し、本件報告事項の採決実施。
- ⑨ 申請計画…令和8年5月頃に申請書を完成させる予定。

令和8年5月9日

特定非営利活動法人 平和の鐘を鳴らす会いなべ
設立代表者 若松芳弘

令和 8 年度事業計画書

(法人成立の日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ

1 事業実施の方針

初年度は、地域に点在する戦没者慰霊碑の現状把握と管理者の特定を進め、合祀・集約・解体の必要性について協議を行うなど、歴史資源の整理に向けた基礎的調査を重点的に実施する。また、遺族会等と協力した平和祈念公園の定期清掃や、竹灯りによる平和啓発イベント、西南の役以来の戦没者追悼式典を行い、地域住民が平和の尊さを学ぶ機会を提供する。併せて、研修・講習・勉強会を開催し、若い世代への平和教育の基盤を整える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定	受益対象者の範囲及び予定
各地域に点在する老朽化した石碑の合祀・集約及び解体に関する事業	1. 石碑の状態及び管理者の特定 2. 管理者に合祀・廃棄の意思確認 3. 実施計画及び補助金申請	通年	いなべ市内全域	2名	約 250 人
平和記念公園の清掃その他維持管理を遺族会等と協力して行う事業	毎月 1 回、遺族会等と協力して平和祈念公園を清掃	毎月 1 回	平和祈念公園	各町別 20 人	約 250 人
平和の鐘を鳴らす会等、平和を祈念するイベントの企画及び実施	竹灯りに平和への思いを書いて灯すイベントの実施	8 月	平和祈念公園	15 名	約 250 人
戦没者の追悼式典・追悼行事の企画及び実施	西南の役以来のいなべ市戦没者（約 2024 人）の慰霊追悼式典	5 月 3 日	平和祈念公園	15 名	約 200 人
平和・歴史・地域文化等に関する研修会、講習会、勉強会の開催	沖縄戦、知覧特攻隊、平和祈念館等に関する研修・講習・勉強会	通年	いなべ市内	5 名	約 250 人
会員相互の交流促進を目的とした交流会等の開催	今年度は実施せず				
広報紙・通信紙その他の刊行物の発行及び情報発信事業	今年度は実施せず				
平和啓発及び地域社会への普及啓蒙活動	今年度は実施せず				
チャリティイベントの企画及び実施	今年度は実施せず				

令和9年度事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ

1 事業実施の方針

次年度は、初年度の調査結果を踏まえ、石碑の合祀・集約・解体に関する具体的な実施計画を策定し、必要に応じて補助金申請を行うなど、事業の実行段階へ移行する。平和祈念公園の清掃活動や平和啓発イベント、戦没者追悼式典を継続・発展させ、地域全体で平和を学び継承する体制を強化する。また、沖縄戦や特攻隊などに関する研修・講習・勉強会を充実させ、若い世代が歴史を学び、平和を守る知恵を育む機会を拡大する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定	受益対象者の範囲及び予定
各地域に点在する老朽化した石碑の合祀・集約及び解体に関する事業	1. 石碑の状態及び管理者の特定 2. 管理者に合祀・廃棄の意思確認 3. 実施計画及び補助金申請	通年	いなべ市内全域	2名	約250人
平和記念公園の清掃その他維持管理を遺族会等と協力して行う事業	毎月1回、遺族会等と協力して平和祈念公園を清掃	毎月1回	平和祈念公園	各町別20人	約250人
平和の鐘を鳴らす会等、平和を祈念するイベントの企画及び実施	竹灯りに平和への思いを書いて灯すイベントの実施	8月	平和祈念公園	15名	約250人
戦没者の追悼式典・追悼行事の企画及び実施	西南の役以来のいなべ市戦没者(約2024人)の慰霊追悼式典	5月3日	平和祈念公園	15名	約200人
平和・歴史・地域文化等に関する研修会、講習会、勉強会の開催	沖縄戦、知覧特攻隊、平和祈念館等に関する研修・講習・勉強会	通年	いなべ市内	5名	約250人
会員相互の交流促進を目的とした交流会等の開催	今年度は実施せず				
広報紙・通信紙その他の刊行物の発行及び情報発信事業	今年度は実施せず				
平和啓発及び地域社会への普及啓蒙活動	今年度は実施せず				
チャリティイベントの企画及び実施	今年度は実施せず				

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ

(単位：円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	370,000	
賛助会員受取会費	50,000	420,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
3. 受取助成金等		
いなべ市補助金	1,329,000	
4町分担金	250,000	
受取民間助成金		1,579,000
4. 事業収益		
事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	100,000	100,100
経常収益計		2,099,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	268,000	
給料手当	1,072,000	
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	1,340,000	
(2) その他経費		
整備費	200,000	
会議費		
研修費		
通信費	60,000	
雑費		
その他経費計	260,000	
事業費計		1,600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	50,000	
給料手当	45,000	
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	95,000	
(2) その他経費		
売上原価		
会議費	45,000	
旅費交通費		
消耗品費		
賃借料		
研修費	50,000	
通信費	35,000	
保険料		
慶弔費	30,000	
雑費	200,000	
その他経費計	360,000	
管理費計		455,000
経常費用計		2,055,000
当期経常増減額		44,100
III 経常外収益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		44,100
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		44,100

令和9年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人平和の鐘を鳴らす会いなべ

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	370,000		
賛助会員受取会費	50,000	420,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
いなべ市補助金	1,329,000		
4町分担金	250,000		
受取民間助成金		1,579,000	
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	100,000	100,100	
経常収益計			2,099,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	268,000		
給料手当	1,072,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	1,340,000		
(2) その他経費			
整備費	200,000		
会議費			
研修費			
通信費	50,000		
雑費			
その他経費計	250,000		
事業費計		1,590,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当	45,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	95,000		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	45,000		
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費	50,000		
通信費	35,000		
保険料			
慶弔費	30,000		
雑費	200,000		
その他経費計	360,000		
管理費計		455,000	
経常費用計			2,045,000
当期経常増減額			54,100
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			54,100
前期繰越正味財産額			44,100
次期繰越正味財産額			98,200